

令和 8 年度
県有施設への P P A 方式等による
太陽光発電設備導入可能性調査業務

プロポーザル実施要領

令和 8 年 5 月

岩手県

この「プロポーザル実施要領」は、岩手県が実施する「令和8年度県有施設へのP P A方式等による太陽光発電設備導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「資料2 業務仕様書」に掲げる業務について、岩手県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

(1) 業務名

令和8年度県有施設へのP P A方式等による太陽光発電設備導入可能性調査業務

(2) 業務内容

「資料2 業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和9年2月15日（月）まで

(4) 委託費の上限額

本事業における上限額は、13,096,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 業務提案を求める内容

「資料3 業務提案書作成要領」のとおり。

4 参加者の資格要件等

参加者は、申請時点で下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格要件】

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点等を有する者であること。
- (2) 国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第

- 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。

5 担当部署

岩手県環境生活部環境生活企画室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

【担当】 グリーン社会推進担当

電話：019-629-5272 FAX：019-629-5334

電子メールアドレス：AC0001@pref.iwate.jp

6 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 関係書類（様式）の入手方法

以下において配付する。

- ① 岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」

(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

- ② 「5 担当部署」の場所

(2) 業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問については、次により受け付けるものとする。

- ① 受付期間 令和 8 年 6 月 8 日(月) 午後 5 時まで[必着]

- ② 提出先 「5 担当部署」に同じ。

- ③ 提出方法 「様式 1-1 プロポーザル実施要領等に関する質問票」に内容を簡潔に記入のうえ、原則電子メール又は F A X により提出するものとする。

- ④ 回答方法 受け付けた質問については、令和8年6月12日(金)までに、電子メールにて質問者あて回答するとともに、岩手県公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書類の提出

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「5 担当部署」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出期限 令和8年6月17日(水) 午後5時まで[必着]

- ② 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

- ③ 提出書類

様式1-2 プロポーザル参加申込書

様式1-3 会社概要及び過去の主な受注等実績（パンフレット等でも可）

※ 共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

- ④ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年6月22日(月)までに文書により通知する。

- ⑤ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すと同時に、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ・ 参加者は、下記「7 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- ・ 参加資格が認められた者に対して、調査対象県有施設を記載した「調査対象リスト」を開示する。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

- ① 提出期限

令和8年6月25日(木) 午後5時まで[必着]

- ② 提出先及び提出方法

「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

- ③ 回答

岩手県は、説明を求められたときは、令和8年6月30日(火)までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

(5) 業務提案書等の提出

参加者は、「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

- ① 提出期限

令和8年7月1日(水) 午後5時まで[必着]

② 提出書類

資料3「業務提案書作成要領」に掲げる書類

③ 提出先及び提出方法

- ・ 「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、①の日時までに必着のこと。

④ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。
- ・ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(6) 業務提案の無効

参加申込書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他企画競争に関する条件に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

- ① 参加申込書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「7 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式1-4 プロポーザル参加辞退届」を、上記「5 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② ①によりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料4 プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会において行うものとする。

(2) 選定委員会(ヒアリング)の開催

① 開催日

令和8年7月上旬～中旬予定

② 場 所

盛岡市内。開催時間等の詳細については、参加者宛て別途連絡する。

③ 開催方法等

- 審査は、参加者から提出された業務提案書に基づいて実施する。なお、ヒアリングの実施に当たっては、業務提案書以外の追加資料等を配信することは認めない。
- ヒアリングの順番は、上記「6(3)参加申込書の提出」に掲げる書類の提出があった順とする。
- ヒアリングの時間は、1者当たり25分(説明15分、質疑応答10分)程度とする。

(3) 受託候補者の決定

「資料4 プロポーザル審査要領」のとおり。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、受託候補者と岩手県が協議のうえ決定する。

(4) 契約結果の公表

岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が岩手県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- ② 提出書類は返却しないものとする。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものと

する。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|----------------|
| ① プロポーザル実施要領等の公表 | 5月26日(火) |
| ② 質問票の提出期限 | 6月8日(月)午後5時まで |
| ③ 質問に対する回答期限 | 6月12日(金) |
| ④ 参加申込書等提出期限 | 6月17日(水)午後5時まで |
| ⑤ 参加資格確認結果通知期限 | 6月22日(月) |
| ⑥ 業務提案書等提出期限 | 7月1日(水)午後5時まで |
| ⑦ 選定委員会（ヒアリング） | 7月上～中旬 [予定] |
| ⑧ 選定結果の通知 | 7月中～下旬 [予定] |
| ⑨ 選定事業者契約締結 | 7月下旬～8月上旬 [予定] |

(4) その他

- ① プロポーザル参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、岩手県一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。